

情報処理推進機構(経済産業省)

○評価結果について、説明が不明確・不十分であるので、分かりやすい評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目：財務内容 【 評定：B(質・量の両面において概ね中期計画を達成) 】</p> <ul style="list-style-type: none">自己収入総額3,848百万円(内、情報技術者試験手数料収入3,130百万円)は収入拡大を評価。情報セキュリティ評価・認証業務、暗号モジュール試験・認証制度による自己収入(38,065,500円)に加え、北東アジアOSS推進フォーラムや組込み総合技術展では、出展料等として2,2901,492円を得るなど、適切な受益者負担を求めていることを評価。普及啓発事業の有料化に関するタスクフォースを設置し、自己収入の拡大に向けた取組みを積極的に行っていることを評価。	<p>本法人の平成21年度計画では、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」として、「1. 自己収入拡大への取組み」を掲げており、「(1)ITセキュリティ評価及び認証制度、暗号モジュール試験及び認証制度について、引き続き積極的な広報活動を通じて、その利用拡大を図る。」としている。</p> <p>しかしながら、本法人における自己収入拡大への取組に関して、自己収入総額については、貴委員会による評価は行われているものの、<u>暗号モジュール試験認証手数料収入については、20年度に比べ約97パーセント(8,874千円)の大幅な減少</u>となっているにもかかわらず、その減少理由や年度計画の達成状況について業務実績報告書等において明らかにされておらず、貴委員会による評価も行われていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、法人全体の業務実績にとどまらず、<u>各業務の実績を踏まえ、年度計画等の達成状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべき</u>である。</p>

国立女性教育会館(文部科学省)

○研究成果の質的活用状況を明らかにした評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:地域の機関で活用しうる男女共同参画等に関する基礎研究の成果の提供 【評定:S (特に優れた実績を上げている。)]</p> <p>平成20年度に作成した「男女共同参画データブック2009」の成果を普及するため、リーフレット作成、ニュースレターのメール配信、ワークショップの実施など、計画的に進めていることを高く評価する。</p> <p>地域の統計データの整備に関し、地方公共団体等への支援を行うことは、ナショナルセンターとしての役割の重要な部分であるので、今後さらに充実することを期待する。</p> <p>(参考)評価の観点 活用状況(調査研究成果が女性教育施設等の事業にどう役立っているか等 質的活用状況)</p>	<p>「地域の機関で活用しうる男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する基礎研究の成果の提供」に係る評価に当たっては、「活用状況(調査研究成果が女性教育施設等の事業にどう役立っているか等 質的活用状況)」を観点として評価を行うとしている。</p> <p>しかしながら、平成21年度は、調査研究の成果としての20年度に作成した「男女共同参画データブック2009」について、リーフレットの作成、ニュースレターのメール配信及びワークショップでの活用などの提供実績をもって、年度計画を上回る特筆すべき成果を上げたものとしてS評定(特に優れた実績を上げている。)を付しており、<u>評価の観点として女性教育施設等の事業にどう役立っているかといった質的活用状況については具体的に示されていないものとなっている。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、<u>自ら定めた評価の観点である質的活用状況について具体的に明らかにした上で、調査研究成果の提供に係る評価を行うべきである。</u></p>

自動車事故対策機構(国土交通省)

○貸倒懸念債権等の増加要因について、評価の方法の改善が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>【<u>評定結果</u>：A(中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。)] (評定理由)</p> <p>債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表している。</p> <p>なお、<u>貸倒懸念債権、破産更生債権等の状況については、平成21年度末現在、貸倒懸念債権、破産更生債権等が54.4億円、債権残額に占める割合が44.2%(平成20年度末に対して3.0ポイント増)となっている。</u>その要因分析のため、21年度において一般債権から貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類替えとなった債権193件について、滞納の理由を確認したところ、「パート・アルバイト」、「無職・失業」など安定した収入が得られないため返還金を滞納しているものが58件であり、<u>増加要因として景気の低迷により返済が滞っていることが明らかとなった。</u></p> <p>また、貸倒懸念債権等の解消に向けて、滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別債権の状況に応じた債権管理を行うべく「<u>債権回収マニュアル</u>」の一層の徹底を図ることにより回収実績の向上を図ることとしている。</p> <p>これらの取り組みは平成20年1月の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘にも対応した内容になっており、着実な実施状況にあると認められる。</p>	<p>交通遺児等への生活資金の貸付業務については、貸倒懸念債権等の増加要因を景気の低迷により返済が滞っているためとし、本法人において債権回収マニュアルの一層の徹底を図ることによって回収実績の向上を図ることとしていることから、評定結果においては、「<u>着実な実施状況であると認められる</u>」とされている。</p> <p>しかしながら、<u>現行の中期目標期間を3年過ぎ、貸倒懸念債権等が増加する一方であるにもかかわらず、平成19年度から21年度の評価の結果を見ると、ほぼ同様の内容</u>となっており、状況の改善を促すような評価が行われていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>貸倒懸念債権等の増加要因について景気の低迷以外の要因がないか検証した上で、「債権回収マニュアル」の徹底以外にも具体的な改善方策を検討するよう、評価の結果において法人に促すべきである。</u></p>

医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)

○中期計画に照らした取組実績に基づく厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:業務の迅速な処理及び体制整備 【 評定 : A (中期計画を上回っている) 】</p> <p>(委員会の評定理由)</p> <p>調査課を2課体制にし、データベースの改修等、処理効率の向上に努めた結果、<u>事務処理期間8ヵ月以内の処理の割合を70%以上という平成21年度計画の数値目標に対し、実績は74.0%であった。また、6ヵ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度355件から当年度360件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。</u></p> <p>今後は、平成25年度までに6ヵ月以内の処理を60%以上にするという数値目標の達成のために、更に処理効率を上げることを期待する。</p>	<p>本法人の救済給付の請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、<u>中期計画において、平成25年度までに各年度に支給・不支給決定した全決定件数のうち、60%以上を6か月以内に処理できるようにすることとしている。</u></p> <p>当該項目に関する評価結果をみると、8か月以内の処理割合70%以上との年度計画の目標に対し実績が74.0%であったこと、6か月以内の処理件数を前年度より増加させるとの同計画の目標に対し20年度355件から21年度360件と増加させたことをもって、A評定(中期計画を上回っている)としている。</p> <p>しかしながら、<u>中期計画との対比で見れば、21年度の6か月以内の処理件数(360件)は全決定件数(990件)の36%と中期計画における目標値60%とは依然として大きな離れがみられ、また、20年度(355件)から5件増加しているものの、全決定件数に対する割合は38%から36%に低下している状況に鑑みると、25年度までの達成目標であることを考慮してもなお中期計画を上回っているとの評定には疑問がある。</u></p> <p>このため、今後の評価に当たっては、<u>中期計画に照らして法人の取組実績を十分に検証した上で、厳格に評価を行うとともに、評定理由についても十分説明すべきである。</u></p>

② 法人に対して効率性・生産性の向上の視点等に立った業務運営の改善等を促すような厳格な評価が求められる例

高齢・障害者雇用支援機構(厚生労働省)

○法人自ら全国実施することとなった業務の効率的・効果的实施のため厳格な評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見
<p>評価項目:総合評価</p> <p>経費節減等については、一般管理費・業務経費について目標を上回る予算の節減を進め、併せて予算執行の節約、自主的な事業見直し・廃止を行ったことは評価できる。今後は、随意契約の見直しを確実に実施するとともに、<u>一般競争入札(最低価格落札方式)を実施した平成22年度の地方委託業務が適切に実施され、23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある。</u></p>	<p>本法人の地方業務については、平成22年度に一般競争入札に移行したが、12道県の雇用開発協会等への委託は不適切と判断され、結果として9道県は法人自ら実施することとなった。また、同業務は23年度から委託方式を廃止し、法人自ら直接実施することとなるが、この点についての貴委員会の「<u>23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある</u>」との指摘は重要であり、かかる観点からは、<u>9道県の先行的取組を通じて得られた知識、経験を23年度からの全国実施に当たり業務の実施方法等に的確に反映するとともに、職員に周知徹底することが必要</u>である。</p> <p>このため、次年度の評価に当たっては、22年度の入札から契約に至るプロセスの検証を踏まえ、委託した38都府県の取組状況と先行して法人自ら直接実施した9道県の取組状況との比較検証、全国実施に向けて法人が講じた措置の検証、更なる運営改善の余地などについて厳格に評価を行うべきである。</p>

石油天然ガス・金属鉱物資源機構（経済産業省）

○今後の評価において、法人に対して業務運営の改善・向上等を促すような評価が必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見 [※]
<p>評価項目：業務運営の効率化 【 評定：A】 (質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 執行する予算額が大きく、事業也多岐にわたっており、かつ活動が世界に跨っている独法としてコンプライアンス、ガバナンスの徹底強化はとりわけ重要である。機構で業務についている各位にこの認識が浸透していると見られる。 <p><input type="checkbox"/> 業務の適正化への取り組みについて、20年度よりも研修等の機会を充実させており評価できる。</p>	<p>本法人においては、平成22年11月に元職員が収賄容疑で逮捕される事件が発生している。</p> <p>今般の事件を踏まえ、本法人における適切な業務運営を確保するため、<u>法人内部における内部統制システムについて、厳格な評価を行うとともに、今後の評価に当たっては、再発防止策の適正な運用が確保されているかについて検証し、必要な改善を促すべき</u>である。</p>

※当委員会の二次評価意見は、経済産業省評価委員会の評価結果の欄に記載した一次評価を踏まえたものではない。

③ 既往の勧告の方向性、政府方針等における指摘事項に対する取組状況の評価が不十分な例

国際協力機構(外務省)

○ 勧告の方向性における指摘事項に関する評価について改善が必要

外務省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価意見												
<p>評価項目：組織運営における機動性の向上 【評定：ハ（中期目標を達成した）】</p> <p>（評定理由） 平成21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、定期モニタリングを通じ、課題の把握と改善策の検討に努めており、統合後の組織体制及び業務は順調に定着してきている。 在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。 （中略） 以上を踏まえ、中期計画実施状況が計画通り「順調」である。なお、今後もモニタリングにより課題を把握し、組織体制の定着に向けた取組を継続することが期待される。</p> <p>（参考）JICAの現行中期目標期間中における定員推移（国内・在外別） （単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="170 1135 900 1329"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>国内</th> <th>在外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>870</td> <td>456</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,251</td> <td>413</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,251</td> <td>413</td> </tr> </tbody> </table>	年度	国内	在外	平成19年度	870	456	平成20年度	1,251	413	平成21年度	1,251	413	<p>本法人の<u>主要な事務及び事業に関する勧告の方向性</u>（平成18年11月27日）の「<u>第8 在外強化の取組の促進</u>」において、「<u>国内人員が在外人員を上回っている現状を踏まえ、現場主義の強化を図る観点から、次期中期目標期間内で取り組むべき目標を設定した上で、国内人員の在外へのシフト等在外強化の取組を一層促進するものとする。</u>」と指摘したところである。この指摘等を踏まえて、現行中期計画では、「<u>開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。</u>」としている。しかしながら、<u>在外事務所の定員数をみると平成19年度（定員数456人）、20年度（同413人）、21年度（同413人）と20年度に19年度定員から定員数が減って以降、変化は見られず、国内の定員数が在外の定員数を上回っている状況にある。</u></p> <p>貴委員会の評価結果では、現場（海外拠点）の機能強化について、「<u>在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。</u>」などと評価が行われているが、<u>在外事務所の定員数の適切性について評価が十分行われたとは言い難い。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>当委員会の上記の指摘を踏まえ、在外事務所で行うべき業務内容を検証した上で、それに基づき、在外事務所の定員数の適切性について評価を行うべきである。</u></p>
年度	国内	在外											
平成19年度	870	456											
平成20年度	1,251	413											
平成21年度	1,251	413											

環境再生保全機構(環境省)

○ 決算検査報告で指摘された事項の取組状況に係る厳格な評価が必要

環境省評価委員会の評価結果※	当委員会の二次評価意見
該当なし	<p>「平成21年度決算検査報告」(平成22年11月5日会計検査院から内閣宛て送付)において、平成18年度及び19年度に本法人が行った公害健康被害予防事業について、「<u>公害健康被害予防事業の調査研究業務に係る委託費の経理が不当</u>」と指摘されている。</p> <p>今後の評価に当たっては、本法人が講じた措置等について明らかにするとともに、<u>再発防止に係る体制整備や再発防止措置の適正な運用が行われているかについて厳格な評価を行うべきである。</u></p>

※平成21年度決算検査報告は、平成22年11月5日に会計検査院から内閣宛て送付されたものであるため、環境省評価委員会の評価結果には反映されていない。